

マイナンバーカードは保険証として利用できます

マイナンバーカードを保険証として利用すると、さまざまなメリットがあります。ぜひご利用ください。

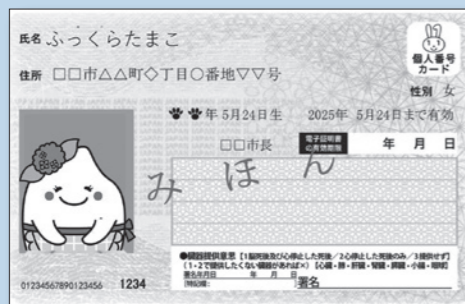
最適な医療を受けることができ、医療費が安くなります

マイナンバーカードを保険証として利用すると、過去に処方されたお薬や特定健診などの情報が医師・薬剤師に共有され、データに基づく最適な医療が受けられます。また、医師などと過去の情報を共有した場合には、健康保険証で受診した場合と比べて、初診時などの医療機関・薬局での窓口負担が軽くなります。

高額療養費制度がスムーズに受けられます

マイナンバーカードの保険証利用を行い、カードリーダー上で「高額療養費制度を利用する」を選択し、限度額情報を提供すると、役場で限度額認定証を発行しなくても高額療養費の限度額を超える支払いが免除されます。

※保険税(料)を滞納している場合など、支払いが免除されないことがあります。



マイナンバーカードの
保険証登録はこちらから

お問合せ●マイナンバー総合フリーダイヤル ☎0120-95-0178

ご存じですか？

小型特殊自動車はナンバーの 取得が必要です



小型特殊自動車と軽自動車税(種別割)

小型特殊自動車は、路上を走行する・しないにかかわらず、所有していることで軽自動車税(種別割)が課税されます。

そのため、乗用装置のある農耕作業用の小型特殊自動車(農耕トラクタ、田植機など)、小型特殊自動車に該当するフォークリフト、ショベルローダなどを所有している場合には、軽自動車税(種別割)に関する申告をし、ナンバープレートの交付を受けてください。

申告書の提出

場 所●役場 1階 税務課

必要なもの●①販売証明書または譲渡証明書(ご用意できない場合はお問い合わせください)
②印鑑またはマイナンバーカードなどの身分証明書

※申告書様式(軽自動車税申告書兼標識交付申請書)は税務課窓口または町ホームページから取得し、ご記入ください。

お問合せ●税務課課税係 ☎76-5402

課税の対象となる小型特殊自動車の該当要件など

	小型特殊自動車	
	農耕作業用	その他
車両の 大きさ	長さ	制限なし 4.7 m以下
	幅	制限なし 1.7 m以下
	高さ	制限なし 2.8 m以下
最高速度	時速 35km未満	時速 15km以下
総排気量	制限なし	制限なし
税率(年額)	2,400 円	5,900 円



申告書様式は
こちら

20歳になったら国民年金



- 20歳以上 60歳未満の学生・農林漁業者・自営業者・無職の方などは、国民年金に加入することが義務付けられています。
- 20歳になった方には、日本年金機構から、「国民年金加入のお知らせ」や納付書などにより、国民年金に加入したことをお知らせします。
- 公的年金制度は、老後や障害を負ったときに、働いている世代みんなで支えようという考えで作られた仕組みです。
- 若いときに公的年金制度に加入して保険料を納め続けることで、老後や病気・けがで障害が残ったときや家族の働き手が亡くなったときに、年金を受け取ることができます。
- 原則として、保険料を納めなければ年金を受け取ることができません。しかし、所得が低く保険料を納めることが困難な方のために保険料免除制度があります。

学生納付特例制度

学生の方が申請により保険料の納付が猶予される制度です。大学(大学院)、短期大学、専門学校、高等学校、高等専門学校、高等専修学校に在籍する学生で、制度を受けようとする年度の所得が基準以下であるなどの理由がある方が対象です。

※申請には学生証のコピー(表裏)または在学証明書(原本)が必要です。

免除・納付猶予制度

失業や収入の減少などの理由で保険料の納付が困難な場合、「国民年金保険料免除・納付猶予申請書」の提出により承認されると、保険料が免除または納付猶予されます。

※免除には、全額免除と一部免除があり、一部免除に該当した場合は残りを納付する必要があります。

追納制度

保険料の免除、納付猶予、学生納付特例の承認を受けた期間がある場合、老齢基礎年金(65歳から受けられる年金)の受領額が少なくなります。これらの期間の保険料は10年以内であればさかのぼって納めることができ、将来受け取る年金を増額することができます。

※詳しくは下記へお問い合わせください。

お問合せ●ねんきん加入者ダイヤル ☎0570-003-004

佐原年金事務所 ☎0478-54-1442

住民課国保年金係 ☎76-5405

土地台帳の閲覧を 廃止します

これまで税務課窓口で行ってきた土地台帳の閲覧サービスを、個人情報保護の観点などから、3月29日(金)をもって終了します。

詳しくは広報たこ2月号10ページや町ホームページなどをご覧ください。



詳しくはこちら

お問合せ●税務課資産税係

☎76-5402

不動産の相続登記申請が 義務化されます

令和6年4月1日から、不動産の相続登記の申請が義務化されます。今後は、相続によって所有権を取得したことを知った日から3年以内に相続登記の申請をしなければならなくなります。この相続登記の申請義務は、すでに所有者が亡くなったにもかかわらず相続登記の申請をしていない場合にも適用されます。正当な理由なく義務に違反した場合、10万円以下の過料が適用される場合があります。

詳細は、最寄りの法務局へお問い合わせいただくか、法務省のホームページをご覧ください。



法務省ホームページ

お問合せ●千葉地方法務局匝瑳支局

☎72-0334